

令和 8 年 6 月須坂市議会定例会議案説明書

番 号	件 名	概 要 説 明
報告第 3 号	2026年度須坂市土地開発公社事業計画書及び須坂市土地開発公社予算書について	2026年度の事業の計画及び予算に関する書類を提出する。
報告第 4 号	2026年度須坂温泉株式会社事業計画書及び須坂温泉株式会社予算書について	2026年度の事業の計画及び予算に関する書類を提出する。
報告第 5 号	2025年度須坂市土地開発公社事業報告書及び須坂市土地開発公社決算書について	2025年度の事業の報告及び決算に関する書類を提出する。
報告第 6 号	2025年度須坂温泉株式会社事業報告書及び須坂温泉株式会社決算書について	2025年度の事業の報告及び決算に関する書類を提出する。
報告第 7 号	2025年度須坂市一般会計繰越明許費繰越計算書について	地域活性化事業ほか18事業の費用 合計 1,230,366,800円を翌年度へ繰越しする。
報告第 8 号	2025年度須坂市水道事業会計継続費繰越計算書について	塩野浄水場浄水池建設事業の支出予算額 363,907,800円を翌年度へ通次繰越しする。
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（須坂市市税条例の一部を改正する条例）	（改正内容） 地方税法等の改正に伴い改正する。 - 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、軽自動車税種別割を軽自動車税に改める。 - 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の規定を削る。 - 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の減額規定（わがまち特例）について、国の参酌値の改定に伴い、減額規定の割合を改める。 - バリアフリー改修が行われた改修実演芸術公演施設（劇場、音楽堂等）に係る固定資産税の特例措置を拡充する。 - 引用する条項等を改める。 （施行期日） 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（須坂市都市計画税条例の一部を改正する条例）	（改正内容） 地方税法等の改正に伴い改正する。 1 バリアフリー改修が行われた改修実演芸術公演施設（劇場、音楽堂等）に係る都市計画税の特例措置を拡充する。 2 引用する条項等を改める。 （施行期日） 令和8年4月1日から施行する。
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（須坂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	（改正内容） 国民健康保険法施行規則等の改正に伴い改正する。 1 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、賦課区分を新設する。 2 医療分の課税限度額を1万円引き上げ、子ども分の限度額を3万円とする規定を加える。 3 低所得者世帯における5割軽減及び2割軽減の軽減判定基準額を引き上げる。 （施行期日） 令和8年4月1日から施行する。
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（須坂市介護保険条例の一部を改正する条例）	（改正内容） 令和7年度税制改正に伴い改正する。 1 令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免の特例について定める。 2 減免後の令和8年度分の保険料額について、みなし課税者として設定されている者を住民税非課税者として判定し、算定されるべき保険料段階の保険料率により算定した額とする。 3 減免申請について、本人の個別申請によらずシステム上の対応を可能とする。 （施行期日） 令和8年4月1日から施行する。
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（2025年度須坂市一般会計補正予算第8号）	歳入歳出それぞれ14,461千円を追加する。
議案第44号	須坂市指定管理者候補選定審査会条例の一部を改正する条例について	（改正内容） 令和8年4月1日付けの組織改正に伴い、審査会の庶務を総務部総務課から同部財政課へ移管するため改正する。 （施行期日） 公布の日から施行する。
議案第45号	須坂市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例について	（改正内容） 市の公共施設における使用料等の見直しに伴い、改正する。

		1 休館日を12月29日から翌年1月3日までのみとする規定に改める。 2 施設の利用料を改める。 (施行期日) 令和8年10月1日から施行する。
議案第46号	須坂市資金積立基金条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 教育事業の充実を目的とした現金の寄附に伴い、学校施設の整備に必要な財源を確保するため、須坂市学校施設整備基金を新設する。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第47号	須坂市市税条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 地方税法等の改正に伴い改正する。 1 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い規定を改める。 2 固定資産税の免税点を引き上げる。 3 セルフメディケーション税制の適用期限を撤廃する。 4 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する。 5 改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額規定（わがまち特例）の割合を定める。 6 災害リスクの高い地域の土地の譲渡等について、優遇措置の適用外とする規定を加える。 7 暗号資産取引業を行う者に対して特定暗号資産の譲渡をした場合、他の所得から分離して課税する特例の規定を加える。 8 引用する条項等を改める。 (施行期日) 公布の日（一部については各号に定める日）から施行する。
議案第48号	須坂市都市計画税条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 地方税法等の改正に伴い改正する。 1 改修特別特定建築物に係る都市計画税の減額規定（わがまち特例）を加える。 2 引用する条項等を改める。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第49号	須坂市保育所条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 保育所に入所中の児童で、教育委員会が退所又は一時休所させることができる者についての規定を改めるため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行する。

議案第50号	須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	(改正内容) 児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い改正する。 第1条関係 (須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 1 満3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことに伴い、規定を加える。 2 保育内容支援に係る連携施設の規定を改める。 3 代替保育に係る連携施設の規定を改める。 4 連携施設経過措置の期限を改める。 5 理学療法士等を一人に限り、保育士とみなすことができる規定を加える。 第2条関係 (須坂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正) 小規模保育事業所A型等の満3歳以上満4歳未満の児童に対する職員配置基準について、経過措置期限を令和9年度末までに改める。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第51号	須坂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 児童福祉法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い改正する。 1 満3歳以上限定の小規模保育事業が創設されたことに伴い、規定を加える。 2 保育内容支援に係る連携施設の規定を改める。 3 代替保育に係る連携施設の規定を改める。 4 連携施設経過措置の期限を改める。 5 文言等を改める。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第52号	須坂市地方活力向上地域における固定資産税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い改正する。 1 税率の特例の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期間を令和9年度まで2年間延長する。 2 対象となる償却資産の範囲について明確化するため規定を改める。 (施行期日) 公布の日から施行する。

議案第54号	須坂市市営住宅等に関する条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 市営住宅屋部団地12号の廃止に伴い、同市営住宅に係る規定を削るため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第55号	須坂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	(改正内容) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額を引き上げるため改正する。 (施行期日) 公布の日から施行する。
議案第56号	2026年度須坂市一般会計補正予算第1号	歳入歳出それぞれ 163,149千円を追加する。
議案第57号	2026年度須坂市介護保険特別会計補正予算第1号	歳入歳出それぞれ 4,723千円を追加する。